

内閣官房・内閣府本府等行政事業レビュー
「公開プロセス」
議 事 録

女性活躍促進に向けた取組に必要な経費

○大臣官房長 それでは、時間になりましたので、議題3の「女性活躍促進に向けた取組に必要な経費」に入らせていただきます。

御出席の有識者の先生方でございますけれども、南島先生にかわりまして、法政大学大学院法務研究科教授の今井猛嘉先生に御出席をいただきますので御紹介させていただきます。

○今井先生 どうぞよろしくお願いいたします。

○大臣官房長 それでは、議題までと同様でございますけれども、まず、事業所管部局から5分以内で事業説明をいただき、その後、事業選定の視点及び論点を事務局のほうから提示させていただきます。その後、質疑・議論となりますけれども、50分程度を予定してございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますけれども所管部局から説明を5分程度でお願いいたします。

○説明者 男女共同参画局総務課長池永でございます。よろしくお願いいたします。

今回の事業でございますが、レビューシートの事業概要に書かれております3つの事業でございます。

最初に、平成25年度補正予算の地域女性活躍加速化交付金。これは、民間団体等が地域の関係団体、企業等と連携した上で行う女性の登用や創業に向けた地域ぐるみの取り組みへの支援でございます。

2つ目が、平成26年度補正予算の地域女性活躍推進交付金でございます。これは地方公共団体が行う多様な主体の連携体制の構築による地域の実情に応じた取り組みへの支援でございます。

3つ目が、平成25年度から実施しております地域における女性活躍推進モデル事業でございます。これは、先進的な取り組みをモデル的に実施して事業成果を広く共有して他地域に横展開を図るといったものを対象としております。

それでは、補足資料をごらんいただけますでしょうか。

女性活躍推進につきましては、3ページでございますような2013年の日本再興戦略、いわゆる成長戦略において成果目標が掲げられております。

4ページに「日本再興戦略」改訂2014で、⑥にありますように、女性活躍推進に向けた法的枠組みの構築が打ち出され、5ページでございますような、現在、審議いただいている法律案におきまして、地方公共団体が施策の実施、相談、情報提供、助言に努めること。また、地域内での協議会を組織するなど、地方公共団体の役割が規定されておきまして、内閣府はまさにこの地方公共団体への情報提供や相談に応じるといった立場でございます。

それでは、事業についてももう少し詳しく説明させていただきます。

10ページをごらんください。これは、1つ目の25年度補正の交付金でございます。1億2,500万という規模でございます。

この交付金におきましては、地域における関係団体が連携してということを要件としております。この連携の姿といたしましては、地方公共団体の中でも男女共同部局に加えて

経済担当部局など、また、ここにありますような地域経済団体とか地域金融機関、また、農林水産団体など多様な主体の連携というのを想定しております。

この事業は、1事業実施主体当たり500万円を上限として29団体で実施されたところでございます。

こちらの事業のアウトカムでございますけれども、レビューシートのアウトカム欄をごらんいただきますと、連携体制がどれだけできたかというものになっておりまして、25年度は11だったのが、26年度は25、27年度は36にさらにふえる予定でございます。

続きまして、13ページをごらんください。こちらは2つ目の事業である26年度補正の交付金でございます。これは、25年度の補正に引き続きまして地域の実情に応じた取り組みを引き続き進めていくというものでございます。

26年度の補正につきましては、25年度から工夫したところがございます。まず1点目は、事業の申請に当たって、できる限り定量的な事業目標を出させるようにしております。例えば女性の活躍促進に向けた取り組みを宣言する団体の数とか、セミナー受講企業数などがございます。また、地方公共団体を中核として進めてもらうということで、交付対象を地方公共団体、特により住民・現場に近い市区町村の取り組みを促す事業スキームを実施しております。25年度の補正の場合は、民間団体も含めた形になっておりますが、こちら26年度の補正は地方公共団体が対象でございます。また、事業規模もより大規模なものとしております。また、補助率を10分の8にするなど地方公共団体の自覚と責任を高めた形になっております。

続きまして、14ページ、3つ目の事業の女性活躍推進モデル事業でございます。

これは、2,100万円という規模でございます。

26年度は7団体が実施しているところでございます。

これに関しましては、レビューシートのアウトカムの欄を見ていただくと、成果の共有というものを成果目標として、新聞に取り上げられる割合を成果目標としているところでございます。

資料の最後のページをごらんいただきますと、このモデル事業は27年度も引き続きやることになっておりますけれども、見直しを行っておりまして、地域の課題を解決する取り組みや生活に困難を抱える女性を支援する取り組みというものを想定しております。生活に困難を抱える女性を支援というのは、女性活躍のまさに基盤となるという考え方でございます。

現在、この事業については募集中でございますけれども、できる限り対象となる事業については定量的な成果を測定できるような事業目標というのをこれから出してもらうということを考えております。

モデル事業につきましては、事業内容をホームページや研修や連絡会議などさまざまな機会を通じて地方公共団体に周知してまいります。また、地方公共団体から、これが横展開されているのか、同様な試みが広まっているのかといったフィードバックを得たいと思

っております。

私からの説明は以上でございます。

○大臣官房長 ありがとうございます。

それでは、次に、本事業を取り上げた視点と議論すべき論点について会計課長から説明させます。

○会計課長 それでは、また、「公開プロセス論点」の1枚紙をあわせてごらんいただければと思いますが、本事業は、女性の活躍促進という施策としての優先度の高さ、それから、いろいろ党の御議論等でも若干の指摘があったような経緯もございます。そういったようなことから効果検証を中心に、改めて公開プロセス対象事業として選定されたというものでございます。

議論すべき論点でございますが、まず1点目は、そういった成果目標等の明確化といったものが図られているのかどうかといったような点。それから、こういった女性の活躍促進は幅広い省庁にわたるわけでございますが、そういった省庁の事業との整理、重複等々問題がないかといったようなこと。それから、補正の交付金ということでございまして繰り越し等が行われておりますが、そういったようなところも含めて適切に執行されているかどうか、こういった点が論点になろうかと考えております。

以上でございます。

○大臣官房長 それでは、質疑・議論に入らせていただきます。時間のめどとしては17時までの40分として、また17時ごろにコメントシートの回収を始めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、伊永先生、お願いします。

○伊永先生 少し焦点が外れているかもわからないのですが、今回の3事業どれでもいいのですけれども、もし私が都道府県・市町村の担当で、女性が活躍することを女性だけに求めるということには無理があるというふうに考えて、男性の教育のための経費を申請しますといった場合には採択になるのでしょうか、ならないのでしょうか。

○説明者 補足資料の11ページに事例がございますのでごらんいただきたいのですけれども、まさにおっしゃるとおりで、女性の活躍というのは男性の理解、また、男性のコミットメントが欠かせない大変重要なこととございまして、例えばこちらは25年度の交付金の例でございますけれども、三重県の例で主な取り組みという中で、3つ目の○のところ、企業経営者や管理職等を対象にした講演会とか取り組みの紹介、パネルディスカッションといったことがございます。また、その次にも男性管理職を対象にした、女性の意欲と能力を高め、活躍を引き出すための具体策を学ぶセミナーとかございます。

したがって、男性に何をやってもらうのかといった取り組みを促進するといったこと、それが分野においてもさまざまな分野で連携していただきながら男性を対象とするというのは大変効果的な内容だというふうに考えております。

○伊永先生 ということは、男性を対象としたプログラムが主たるものであってもよいと

ということでしょうか。

○説明者 全体として女性活躍推進に大変効果的であるということが見込まれるものであれば、それがこの事業の中で男性を対象としたものの割合が高いということで構わないと考えます。

○伊永先生 では、最後にしますが、この三重のような例はほかにはありませんでしたか。

○説明者 ほかにもございます。ほかの県におきましても連携会議とか。

○伊永先生 ほかにもありそうだとということで結構ですが。

○説明者 すみません、ほかにあります。

○伊永先生 この三重の事例も、私が一見するところでは男性を主に狙ったというよりは、どちらかといえば女性と男性の連携になっているのかというふうなことで、これはコメントですが、むしろ男性を啓発するようなことを大いにやっていただきたいと思います。

○説明者 どうもありがとうございます。

○大臣官房長 ありがとうございます。

それでは、今井先生、お願いします。

○今井先生 今、事業が3つ挙げられているわけなのですが、それぞれの連関ということについて確認させていただきたいのですが、第1のものが地域女性活躍加速化ですね。2番が地域女性活躍推進ということになっておりますけれども、1番のほうでは民間団体等というふうになっていて民間団体が主たるターゲットになっておりますけれども、資料の10ページでは地方公共団体との連携ももちろん入っております。2番のほうでは地方公共団体が行うというふうになっていて重点が移っているようにも見えるわけなのですが、そういったもの、あとは25年から並行して走っている3番目のものもそうなのですが、そこで言われる効果測定というのが何を目標しているのかが、これの御説明からでは必ずしも明らかでないように思いまして、配付資料の最初のほうでは労働力の確保と経済効率、経済性を上げるためだということがうたわれているわけですが、そのためですと効果測定というのは、例えば新聞に何か載ったからというものではないような気がします。また、ターゲットもそれによって、まさに地域に応じて幾つかの団体を選ぶのではなく、その特徴に応じてピックアップをして行っていくのが筋ではないかという気もするわけですが、3つ目は平成25年度からですが、大きく1番目と2番目の事業がどうしてこういうふうな枠組みとなって走っていて、何を目標しているのかというのがよくわからないので、ひいては効果の見方も困難なので、もう少しそこを御説明いただければと思います。

○説明者 御指摘ありがとうございます。

特に女性の活躍ということで最初の議論というのは、成長戦略の中核に位置づけるということで、こちらの成長戦略、3ページにあります目標というのは、かなり経済的な観点からの目標でございます。

もともとの発想というか、そういったところに発してはいるのですが、こちらの交付金というのは、もちろん成長戦略に原点はあるのですが、女性の活躍というの

はさまざまな側面があるだろうということで、まず、地域によってすごく実情がさまざまである、それにつきましては、8ページ、9ページあたりに、この交付金事業を始める前に地域経済の活性化と女性の活躍の関係というのをやったときに、そこで浮かび上がったのが連携体制。特に男女共同参画部局だけでなく、県内の行政内の部局であるとか、経済団体だとか、さまざまなそういう団体との連携が必要であるということが浮かび上がってまいりました。

ですから、この交付金に関しては、もちろん経済だけということではないのですけれども、もともとは成長戦略。地域経済の活性化のために、ここに掲げられているような機関が連携することが重要だということで成果目標として連携体制という体制を整備していくということを挙げたわけでございます。

それで、モデル事業のほうは、最初、14ページにございます26年度のときも念頭に置いていますのは、ここにありますような女性の登用とか起業・創業の支援といったこと。これは、まさに非常にユニークなというのか、先進的なのというものを発掘していくというようなものでございましたので、そういう意味で一律の国としての成果目標というのを掲げづらいところがあって、ただ、それがどれだけ注目を集めたか、いろいろ関心を持たれたかといったところで、こちらのレビューシートに書かれてあるようなマスコミへの取り上げられた方というのをやったものでございます。

ただ、先生のおっしゃるように、いろいろ事業によって性質も異なってくるというのがありますので、先ほど申し上げましたように、このモデル事業を引き続きやっていくに当たっては、その計画段階で成果が後でちゃんとわかるように、実施するに当たってそういった目標を出すようにすることを改善点というか反省としてやっていくつもりでございます。

○大臣官房長 いかがでございますか。

○今井先生 もう一度繰り返すと伺いたかったことは、女性を労働力確保の観点から見るのかということと、男性、女性が働くことによって、特に地域において経済効率が上がっているということ、その2つを目指しておられると思われるわけですが、それが3つ走っている柱の中では重点の置き方が必ずしも一貫して3つの中で2つに目配せをしているようには思えないものもありますし、それが2つの目的であればモデル事業の取り上げ方というものも別の異なった指標から評価可能だと思われるわけですが、例えば16ページ等で挙げられているモデル事業というものは、まず、とりあえず参加しましょうということで労働力の入り口に誘引することを勧めておられるように見えまして、今回の予算措置をつけられて行われた事業の達成目標としては、本当はその先にモデル事業のあるものがあるのではないかと思えたので質問したところです。

○説明者 それぞれが目指すところの成果目標が必要であるという御指摘だというふうに感じます。

このモデル事業に関しましては、ここの事業で実際になされたのは、まず、ロールモデ

ル自体を見つけていこう。特に女子学生が紹介事業にかかわることによって、まさに意識啓発といったことにもつながりますし、そういったこれから働こうとする女子学生である、また、そのロールモデルとして、今、埋もれていると言ったら変なのですけども、そういう人たちを浮かび上がらせていく、そういったところがユニークだというふうに感じたところでございまして、まず、メンターとして登録する人、どれくらい登録したらいいのか、この事業においてはそういったところで目標を立てて、26年については目標を設定して達成しているというふうに私どもでは把握しているところでございます。事業によってどういう成果目標かというのがかなり変わってきますので、これはそれぞれについてどういう目標が適切かというようなことは今後気をつけていきたいと思えます。

○大臣官房長 吉田先生、お願いします。

○吉田先生 数字の質問なのですが、行政レビューシートの26年度の執行額が1億2,700万ですね。この1億2,700万の内訳を教えてください。当初予算についている2億1,000万、多分、これは事業の3ですね。補正予算で4億分、繰り越し分が1億2,500万、これのうちそれぞれ幾らずつで1億2,700万の執行になったのか教えてください。

要は、25年度の繰り越し分1億2,500万が丸ごと使われたのかどうかとわからないではないですか。

○説明者 レビューシートの2枚目です。「資金の流れ」と書いてあるところ。

○吉田先生 これは執行の資金の流れですよ。

○説明者 その左側のAの箱のところ、先ほど先生が御指摘の25年度の繰り越し分の。

○吉田先生 1億2,500万のうちの1億1,100万。

○説明者 右側のBの箱がモデル事業の2,100万のうちの1,600万という数字の内訳になっています。

○吉田先生 ほぼ補正の4億分は全額繰り越されたということですね。

○説明者 そうです。

○吉田先生 わかりました。ありがとうございます。

質問はそれを知りたかったのですけれども、先ほどから聞いていて、今井先生の質問にもあったのですけれども、各事業、フォーカスをどこに合せているのかよくわからないのですよ。もう一つ、資料のほうで幾ら読ませてもらっても、現状分析で何が問題なのかというのが出てこないのです。現状の問題点の本質を分析していないと、では、そのための対策を打っているわけですから説得力が全然ない、抽象的な言葉の羅列はあるのですけれども、例えば先ほど出た話で、いただいている資料の8ページで「地域によって異なる女性の活躍状況」ということで、「有業者・管理的職業従事者に占める女性割合」のグラフをわかりやすくつくってくださっていますね。興味を持ってこれを見て、では、この高知県、石川県、東京都の差は一体何で起こっているのだろうという分析がないと、だからこの事業が必要ですよという話にはならないのですよ。皆さん、今、こうですと全部現象で終わってしまっているのです。それは現状現象であって、問題点の抽出でも分析でもないわけで

すね。

今、教えてほしいのですけれども、なぜ石川県が低くて高知県が高いのですか。これは一概に低いから悪いとは言えないですね。高知県と石川県では大体想像がつかますけれども、特殊事情があるわけです。その分析ができていないと事業の企画立案とか採択基準の立案というのとはできないと思うのですけれども、この辺はされているのでしょうか。

○説明者 なぜこういった地域差があるのか、何が問題になっているのかというのは非常に奥の深い問題でございまして、実は、私どもの。

○吉田先生 一般論ではない。石川県はなぜ低いのかわかっていますか。

○説明者 これが原因だという決め手というのか、「こうです」とまでは言い切れませんが、さまざまなことは指摘されております。やはり、そこは意識というのですか、男女の役割分担の意識とか地域性とか、ただ、確かにさまざまな要素が絡み合っているのです。

○吉田先生 申しわけない。もう結構です。わからないということですね。

通常 of 各省庁の事業ではなくて、政府が重点を入れるから内閣府にこういう予算をつけて推進しよう、加速化しようと言っているわけでしょう。だったら、各省庁の女性参画に関する事業にプラスして、フォーカスして加速させるため、推進するためにはこの問題を解決しなければいけない、だからこの事業を打つという理屈が説明できなければ意味ないではないですか。

各省そうなのです。女性参画にしても、先ほどの少子化にしたって、いろいろな複合的な要素があって起こっているというのはみんな知っているわけですよ。「いろいろな事情があります」で終わってはだめなのです。内閣府がわざわざ予算を持ってがんがんやっていくというときに、加速化推進と書いているのであれば、その一番の問題の本質のところを突っ込まないといけないと思うのです。その分析ができていなくて、事業の立案を抽象的な言葉の羅列でつくって、成果目標、測定目標をつくれといっても無理だと思うのです。そこをもう少し今後27年度で繰り越した予算の執行、もしくは翌年の28年度に何かをやるのであれば、そこの分析を問題の本質の中での、この問題、複合的な問題の中でこの問題の解決にこの予算を集中することによって加速化するのだとか、そういう論理構成が必要だと思うのですが、簡単に感想だけ。

○説明者 今、御指摘いただいた、例えば石川、高知といったところ、石川県については、北陸であれば3世代の同居率が高いこともあったり、そういうようなことを理由に女性のこうした有業率が高いということは言われています。ただ、実際に管理職になっていない、全体にも管理職が低い部分については、家庭での役割分担があるとなかなか責任の重いところまでは行けないという一般論もありますけれども、そういう大企業の要素というのもあったり、高知県については、これも統計的なものはあれですけれども、企業規模で言いますと、中小企業のほうが実は融通がきくといったところなどもあります。47全部を我々が全て答えはこれですとわかっているといいのですけれども。

○吉田先生 違う。そこら辺の分析を皆さんがやるのか、本来、自治体がやっていいわけ

ですよ。自治体がやって、その問題の本質を解決するためにこの事業ですと言ったら、先進的とか先駆的という言葉に僕は否定的なのですが、一番有効策だとして優先的に採択してあげるとするのは可能だと思うのです。だから、皆さんの事業採択基準として皆さんがそのことを知らなければいけないと思うのです。そういう意味です。

○説明者 もちろん御指摘のとおりで、地域ごとの課題というのを地域でとらまえて、今年度の事業については数値目標の設定をしてもらいますけれども、一律のものは求めていませんので、それは地域によって何で自分たちを掘り下げて特定してターゲットにするかというのをやっていていただきたいということで。

○吉田先生 実は、こういう事業レビューの表に書いてあるようなふわっとした成果目標ではなくて、本来、自治体とかに直接国が執行する事業でないものは、採択基準のところが事業を実施する市町村なり都道府県の成果目標のところを吟味して、それが採択基準になって、採択基準である以上は、それがまた国の成果測定にもなるわけですね。それができないとPDCAはできないのだと思うのです。

以上、コメントです。

○説明者 ちょっと補足させていただきます。こちらの交付金事業の場合、例えば12ページなどに、「主な取組」の4つ目の○のところで事業所の意識調査というのがございます。こちらの交付金は他の団体においても、まずは地方公共団体自身が自分たちの課題は何だろうかということで調査をするというケースが結構ありまして、私たちも、先生がおっしゃるように、国が万能で全て問題を見通しているというところは、なかなかそんなことはありませんので、地方公共団体のほうで問題点というのですか、地域の実情について自覚するよなといったところは評価をして採択しているということがございます。

○吉田先生 問題の分析に交付金を出しているというのをエクスキューズしてはだめですよ。そんなのは普通にやっていなければいけないのだから。本来、そこを褒めてはだめですよ。そういう自治体に「今まで何をやっているのだ」と叱らなければいけない立場でしょう。今のエクスキューズはおかしいですよ。

○大臣官房長 ほかの先生、いかがでしょうか。

では、石堂先生、お願いいたします。

○石堂先生 私もレビューシートを見て、ここに3事業が挙げられているのですが、参考資料のほうで2020年の成果目標というのがどこまできちんとした数字なのかは別にして、30%とか73%という数字が挙げられていて、女性の活躍の施策というのは当面これに向かっていくと言わざるを得ないことだと思うのですけれども、ここに挙げた3事業が、どうも2020年の目標に向けた3本柱には全然見えないのです。ここが非常に気になったところでありまして、それはレビューシートの1ページ目の予算のやつを見ても、3種類のそれぞれの予算がついています。けれど、先ほど吉田委員から質問があったように、25年度の補正については1億2,500万、26年度に使ってそれで終わりです、2年繰り越しはあり得ませんから。そうすると、3つの事業だと言っているうち、27年度にはもう2つしかないの

です。しかも3年続いているのは一番上の2,000万台のやつで、これはモデル事業だけです。だから、3つの事業と言いながら構造的にも非常にいびつだし、継続しているのはモデル事業だけという状態です。それが、これを引きずっていくと2020年に目標が達成できるのだなんて到底思えないのです。

今までの議論を聞いても、要するに、2020年の目標、こんなものはどうでもいいのです。いったらまた話は変わってしまいますけれども、そうでない以上、まず2020年の目標を達成するために何をどんなふうに行っていけばいいのか、それこそ自治体も含めて何をどう行っていけばいいのかという基礎的な検討というのを全く欠いたまま、とりあえず事業が進んでいるのではないかという感じを非常に強く持つのです。

それは意地の悪い言い方かもしれませんが、その辺についてはどういうふうに考えておられるか。要するに、この資料を信ずるとすれば2020年の30%だ、73%だというものに到達すべく皆さんは施策を進めているということになるわけで、それは関連性を我々に説明できるのですかということを知りたいのです。

○説明者 先ほど私の説明が不十分だったかもしれないのですが、資料の5ページにございますような法律の中で、3ページにございますような成果目標というのを目指して、それは国もそうですし、地方公共団体も民間企業も、法律において事業主が現状を把握して、女性の登用・採用拡大に向けた行動計画をつくるということになってございます。この法律の中で地方公共団体も当然そういった事業主として取り組みを推進していくということなのですけれども、ここにあわせて、先ほど御紹介したような地方公共団体が地域の中の中核として取り組むということで、2つ目の●というのは、地方公共団体がみずからの事業主としての立場でやることであり、3つ目の●というのは、地方公共団体が関係機関の紹介とかその他の情報提供、助言等を講ずるようにするとか、あとは地域の中で協議会を組織することができるというのは、法律の目的が地域の中の連携ということで有効になる、その実現というのですか、こういった法律の目指すものというのを交付金の連携体制の構築ということと地方公共団体のなすべきことということでやっているところでございます。

全体の中で成果目標があって、それに向けて法律がある、その法律の中で地方に関しては、ここに書かれているような地方公共団体の役割がある、それを後押しするような交付金なのだというところでございます。

○石堂先生 でも、それはどこまで聞いても誰かが何かをやるのですというだけで、内閣府が何をやらねばならないのかという答えになかなか結びつかないのではないですか。

○説明者 また言葉が少し飛びましたけれども、まず、この中で民間企業については厚生労働省が指導する立場にありますけれども、内閣府は地方公共団体に対して助言や支援をするというのがございます。また、内閣府というのは政府全体の中で各省がそれぞれ所管に応じてやっているということ、それを私どもで言えば、女性の活躍・男女共同参画ということで、それらをどのように横串を刺して、どうすれば効果的に進んでいくのかという

ことを見る立場にありまして、国レベルでは重要政策会議である男女共同参画会議であるとか、そういった会議体も使いながら施策を推進しているところですし、この交付金も各省それぞれ所管でやっている、現場である地域においては、縦割りでは進まないところに横串を刺すという連携を促すことによって女性の活躍ということが進んでいくといった、そういう横串を刺すという役割を内閣府は果たしているところです。

○今井先生 今、法律案の話が出たので、ここだけ聞きたいと思います。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案、これは内閣府が主管されて企画・立案されたのですね。

○説明者 はい。

○今井先生 その上で二、三個だけ質問させてください。ここで言っている職業生活というのはどう定義されているのかということと、それから、ここの今回レビューシートに挙げた3つの事業の大枠がこの法律案であるとすれば、例えば8ページに書いているような地域経済の活性化へというのはこの法律案の目的ではないので、こういうことを目標とされても効果測定不能な領域に足を突っ込むのではないかという気がします。これは、先ほど吉田委員からも御指摘にあったように、8ページのシートの中で現状分析、各県・地方自治体は区別されているわけですが、それは何のためなのですかという話に戻ってきて、実情に依じていいところがある、悪いところがあるということであるならば、5ページの法律案だけに戻って経済効果は目指さず意識構造だけ努めるというのがこの法律案の趣旨であろうし、内閣府でできることではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○説明者 職業生活については、会社等に雇用されて働く場合もありますし、御自身で起業されるような、また、役員として働く場合といった仕事について活動するというのを広くとらまえて今回の法律では定義をさせていただいております。

○大臣官房長 10分前になっていますので、コメントシートに記載をしながら質問を続けていただければというふうに思います。

では、吉田先生、お願いします。

○吉田先生 今のところなのですけれども、あれもこれも言いたい、やりたいというのはわかるのですけれども、具体的に絞ったほうがいいのですね。30%の目標達成というのを目指していろいろな事業をいろいろな省庁、内閣府中心にやっているのでしょうかけれども、だったら今、今井先生が言われたように、例えばこの残っている事業でいくなれば、市町村・都道府県を含めて協議会をとにかく全部つくらせるとか具体的に絞り込んでやらないと、本当に抽象的な言葉で自分たち自身が踊っている感じになっているのですね。だから、もっと具体的に、交付金事業で補正で4億とか何とかつけているのだから迅速に効果を出さなければいけないのですよ。わかりますか。2,100万は長期的にやったらいいかもしれないけれども、少なくとも4億とか1億2,500万を交付金の補正でついているのですから、それは1年、2年で効果を出さなければいけないと思わなければいけないですよ。だったら、まず身近な目標で、しかも法律のオブリゲーションにはなっていないけれども、これがで

きればいいのだと思ってつくった法律ですから、だったら協議会を100%まで持っていくとか、もう少し具体的に絞り込んでやらないと、交付金を補正で組んだ意味が全くないと思うのです。

以上、コメントです。

○大臣官房長 石田先生、いかがでございますか。

○石田先生 もうつけ足すことはなく、皆さんがおっしゃるとおりで、こちらの最初のアウトカムがこれではアウトカムではないだろうと思います。実際にこれだけのお金を使って女性が活躍できることを推進したのかどうなのかがわからないので、申しわけないのですけれども、単なるばらまきにしか見えないかなと。

さらには、モデル事業については上限350万円なので、これはもらった人はうれしいだろうと思うのですけれども、普通、もっと自治体なり、例えば16ページの女子学生による女性ロールモデルの紹介事業などは大学と連携してやればできることです。大学は、キャリア教育もやっていますし、なぜそれを国がやるか。冊子が完成したら終わりだと実際にインタビューした学生たちは気づきはあったと思うのですけれども、冊子が完成して配って終わりだと、その後何も残らないのかなと。今後、抜本的にやり方を見直して、ばらまきにならないように本当に旗振り役に徹していただきたいと思いました。

○大臣官房長 山谷先生、お願いします。

○山谷先生 コメントと質問と1つずつですが、やはり男女共同参画局ができて15年ぐらいになるのですかね。この男女共同参画という政策には誰も反対しない。みんなやるべきだと思っている。だけど、このシートが一番下を見ると、やっていることは会合を開いたり、冊子を配ったりと。真ん中のところでそれをどうするかというのはアカウントビリティだと思うのですけれども、内閣府でそれで15年間苦勞されていると思うのです。だから、きょうの行政事業レビューでも、やはりそこは工夫をする必要があるのかというところなのです。これはコメントです。

質問のところですが、レビューシートの最初のページの「成果目標及び成果実績（アウトカム）」のところですが、上の段のほう、26年度に目標値が47都道府県の目標値なのが25都道府県、どこか25なのですから、この差というのはどういうふうに説明されるのでしょうか。つまり、何で25なのかということをお願いしたいのです。

○説明者 目標が47に対して、なぜ25しかないのかということですか。

○山谷先生 はい。

○説明者 これは、25年度は11しかなかったわけなのですから、確かに26年度に全て連携体制というのは目指したところなのですから、それこそ地方公共団体によっていろいろな事情があって少し時間のかかるころがあった。その後、また27年度というのはさらにふえているところですが、かなり温度差があるというのは実情でございます。

ふえているけれどもまだまだ温度差があってということで、先ほどから御指摘ありましたようなターゲットを絞ってということになると、我々も温度の低いところというのですか、

なかなか進んでいないところに積極的に働きかけるということをやっております、そこはむしろ進んでいないところなのでこ入れをするといったことを進めているところでございます。

○山谷先生 つまり、連携ができていないところが22もあるという理解ではないわけですね。もうちょっと頑張らなければいけないところが22あるというふうに考えればよろしいわけですね。

○説明者 27年度には、さらにこれにプラスアルファ11で36ということなので、実際に連携体というものを組織するところについてはまだまだ途上のところはありますけれども、必ずしも地域の中で全くそういう意識がないのかというと、事実上、徐々に協力が進みつつある、ただ、まだ体制というところまで至っていないというところも聞きますので、そこは状況を聞きながら、どこに働きかけたらいいかということを探っているところです。

○大臣官房長 ほかにいかがでございましょうか。

○吉田先生 法律のほうの枠組みの中で、地方公共団体の区域においてという文言が出てくるのですが、これは都道府県、市町村。

○説明者 両方です。

○吉田先生 両方ですよ。

○説明者 都道府県・市町村は推進計画、これは努力義務ですけども地域全体を見る立場という。

○吉田先生 ということは、分母はすごく多いわけですね。

○説明者 1,800市町村と47の都道府県。

○吉田先生 先ほど言った22とか11とかという話ではないわけですか。

○説明者 先ほどののは、まず都道府県でという。

○吉田先生 都道府県の話ですよ。

○説明者 はい。

○吉田先生 でも、実際、都道府県だと住民から遠いですからどうしても形骸化してしまうのではないですか。だから、基本的には市町村を意識していると思っていいいのですか。

○説明者 両方ですね。47都道府県も、それは知事さんが商工会議所等トップを集めて殻だけつくるのだったらできるかもしれませんが、ほんとうに動かそうと思ったら、きちんとそれだけ必要ですねということになっていくという手順もあるので。

○吉田先生 別にどちらがいい、悪いではなくて。

○説明者 ただ、両方です。

○吉田先生 でも、ベースメントは市町村までつくりたいということがあるわけですね。

○説明者 そうですね。

○吉田先生 ないのかな。

○説明者 例えば、これは協議会で企業体みたいな話もあつたりしますので。

○吉田先生 もちろん、私は県に勤めたことがあるのでよくわかるのですが、要するに市

町村レベルがなくて、県だけあっていいと言っているわけですか。

○説明者 そういうことではありません。1,800は、より多様であるという。

○大臣官房長 それでは、そろそろお時間でございますので、コメントシートを回収させていただきます。回収させていただきながら、また追加で質問等、あるいは御意見等がありましたらいただければと思います。いかがでございましょうか。

石堂先生、お願いします。

○石堂先生 ちょっと時間があるようですからあれですけども、いただいた資料の中で横版の8ページに、資料を見ていく中で、これは報告書だということになっているのですが、背景が緑の2番目に「地域経済の活性化にとっても女性の活躍が鍵」と書いてあって、そこに「企業のうち99%以上が中小企業・小規模事業者。これらの企業は地域に根付いた経済活動を実施。地域経済を支える中小企業・小規模事業者では、女性の従事者が多く、女性の管理職割合も高い」と書いてあるのです。そうすると、問題は企業数で言えば1%の大企業が問題だというふうに鋭く指摘しているのだろうかと思いましたが、それでも、それで、後ろのほうの10ページ、交付金のところに来ると上の2つ目の○のところには「地域女性活躍推進組織等に対し」何とかとありますけれども、「女性活躍促進の横断的な取組みを支援する」とかと、やはり地域でやらなければだめだとも書いてあるのです。

だから、8ページの企業数で言えば99%が中小企業であり、中小企業ではちゃんとやっているのだという表現は私のとり方が間違っているのかどうか、ちょっと確認したいと思ったのです。

○説明者 それは比べれば高いですが、掲げている目標は3割という、これは国連が一定の閾値に達したら多様性も増してというところで挙げているものなので、その水準に比べれば日本は全般にそういう参加の度合いは低いというところで、ここについては地域の経済活動の背景の一つというところで紹介させていただいたので、決して地域では十分なレベルにあってというところではないものですから、比較をしてというふうに御理解いただければ。

○石堂先生 そうすると報告書の中では、中小企業のところでは高いけれども、それでもまだまだだと報告書には書いてあったのですか。

○説明者 中小企業は、女性の従事者、管理職も高いのですけれども、女性の能力発揮・促進のために企業が自主的に行うポジティブアクションについては、規模が大きい企業ほどそういったことに取り組んでいる割合が高くなってしまっていて、中小企業・小規模事業者になりますと、そういったポジティブアクション、女性活躍推進のための自主的な取り組みというのは割合が低くなっています。

ですので、女性が中小や小規模事業者のところでもっと活躍するようになれば地域経済全体ももっと盛り上がっていくのではないかということで、この報告書では指摘させていただいたところでは。

○今井先生 繰り返しになるのですけれども、従業員の中の構成比率を問題にされるのか、99%が中小企業ですけれども、それが日本経済全体に与えている影響を考えると、そして地域経済にも波及して経済が上に行くのか、2つのことは多分相関関係が余り高くないので、どちらを目標にするかですね。従業員という労働従事者の構成のあり方だけ変えるほうにターゲットを置くのか、ひいては経済の底上げまで目指すのか、両方はずなっていないわけですけれども、どうされるのかというところが出ていないので、初めから申し上げているように目標が不明確ではないかということです。

○説明者 25年度、26年度の補正予算については経済対策としての交付金ですので、地域経済の活性化のためにということで交付金事業をしております。

先ほども説明をしていた法律案については、こちらの成長戦略を踏まえて女性の活躍73%、指導的地位30%という目標を掲げております。

○説明者 女性の活躍といったときに、単に数的に構成を変えるということではなくて、まさに能力発揮という意味では全体の経済の底上げというのは頭にありまして、経済だけではないとは申しましたけれども、能力の発揮による経済の活性化というのは中核としてあるところです。

○大臣官房長 ほかに。

では、伊永先生、お願いします。

○伊永先生 先ほどの石堂先生の指摘とちょっとかぶっているのですが、中小企業で女性の管理職の割合が多いというデータはどのようなデータなのかよくわからないのですけれども、特に小規模となると一般的に言って家族が構成員になっているケースも大いにあり得るわけで、そうなった場合には、社長は旦那さんで奥さんが経理部長だったり、子供が営業部長だったりというようなケースがカウントされているとすれば、これは決して正しい評価とは言えないわけですので、そこらあたりもきちんと精査してこの表現をしていただかないと、一般的に文字どおりに理解はされていないと思いますが、いかがでしょうか。

○説明者 御指摘の面、確かにあると思います。まさに家族経営のところでは女性が役員として働いているという面はございます。特に小さいところだとそういうところがあると思います。

そういった面があって、ただ、だんだん事業体として影響がかなり出てくるある程度の規模になってくると、それが定義的には中小企業と言われるものであっても、そこになると女性の管理職が多いかと、そこは、今、手元に数字がないから言えませんが、そうなってくると管理職割合が高いと言い切れないのではないかと感じると思いますし、特に制度的に育児休業であるとか、そういったところを中小企業は柔軟にできる面がある一方、制度としてはいろいろな取り組みがおこなわれているというのがございますので、ここはこういう書き方をしておりますけれども、むしろ地域を支える中小企業にとって女性の活躍、経営者の方の意識も含めていろいろ課題が多いというふうに感じております。

○大臣官房長 それでは、申しわけございませんが、石堂先生、そろそろお時間でございます。

ますのでよろしく申し上げます。

○石堂先生 きょうの議論を皆さん聞いておられたわけでございまして、全体として、まず、評価のほうは廃止すべきであるというのが2票でございました。それから、抜本的な改善を図るべきであるというのが4票でございました。そのほか一部改善とか現状どおりという意見はございませんでした。

また、コメントにつきましては、たくさんの委員から出たように、どうも目標というのがはっきりしない、成果目標を具体的にもっと明確化すべきでないか。絞り込まないと単なるばらまきになってしまうのではないかという問題意識が複数の委員から示されており、また、各自治体との関係についても、むしろ、まず自治体に対して問題の分析、あるいは女性活躍という事業が進展しているかというようなことの分析、さらには進まない理由の分析等をしっかり誘導すべきではないか、それが内閣府の仕事の一つではないかという意見が強く出ております。

さらに、女性対策ではあるけれども、男女が共同参画して活躍を推進すべきだということ、また、これは見方が分かれるかもしれませんが、労働力不足を補うという視点での事業の実施はすべきでないという御意見も出されております。その点でも地方特有の男女格差を縮小させるというようなレベルの作業が必要なのではないかという意見が寄せられております。

まとめでございますけれども、先ほど申し上げましたように、評価結果としては、これは基本的に票数を尊重しますので、事業全体の抜本的な改善が必要ということ結論をいたしたいと思っております。

取りまとめコメントは、中心的な課題として、やはり目標が不明確であることから、各自治体における問題点を客観的に把握した上で事業目的を明確に再構成した上で具体的な成果目標を設定して進めるべきではないかということといたしたいと思っております。

先生方、よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○石堂先生 では、そういうことで。

○大臣官房長 どうもありがとうございました。

それでは、以上で議題3の女性活躍促進の公開プロセスは終了したいと思います。

またここで5分ほど休憩を入れたいと思っております。

(休憩)